

日本犯罪心理学会 会誌掲載広告に関して

今般、日本犯罪心理学会（以下、「当会」）では、会誌に一定の条件で当会業務以外の広告のページを設けることを妨げないこととしたため、その要領を下記のとおり定める。

記

- 1 目的 会誌への広告掲載は、当会会員にとって参考になる情報を提供し、会員の学術的進歩・向上に資することを目的とする。
- 2 審査 掲載の可否は常任理事会で決定する。審査の際には、前項の目的に適うか否かのほか、公平性、合理性、倫理性を担保することとする。
- 3 掲載物 広告は、研修会などの学習機会、専門書及び専門機器等に関するものとする。原則として、依頼元による原稿をそのまま掲載する。
- 4 掲載場所 会誌（特別号を除く）の巻末とする。
- 5 掲載形式 モノクロ印刷で1ページ、ないしは1／2ページを単位とする。
- 6 申込資格 法人ないしは学術団体等を基本とする（個人からの申込は原則として受け付けない）。
- 7 広告募集と掲載までの手順
 - (1) インターネット上で公募する。
 - (2) 原則として1号ごとの応募とする。年間ないしは複数号単位の申込は受け付けない。
 - (3) 掲載を希望する者は、所定の申込フォームに記載の上、掲載を希望する広告原稿を添付して、当会事務局へオンラインで申し込む（以下、「申込者」いう）。
 - (4) 事務局は、常任理事会の2週間前までにこれを取りまとめる。
 - (5) 常任理事会では、直近の号への広告掲載の可否を審議する。
 - (6) 事務局は、審議結果を速やかに申込者に通知する。
 - (7) 事務局は、直近の号に広告を掲載する。
 - (8) 当会は、掲載の結果生じた事実について一切の責任を負わない。
 - (9) ただし、申込者は、掲載物の内容が申込内容と著しく異なるなど疑義がある場合、当会へ申し入れることができる。その申入れについては、常任理事会で扱うこととする。
 - (10) 申込者は、掲載料金を期日までに学会の指定口座に納入する。
- 8 掲載料金 1ページ（フル） 3万円
1／2ページ 2万円
なお、掲載料金は、予告なく変更することがある。
- 9 取 消 申込者の都合により、掲載を辞退する場合、文書（電子メールを含む）によ

る連絡とする。その場合、いったん納入された料金については、原則として返金しない。

当会の事情により、掲載を約したものを取り消す場合、納入された料金は全額返金する。

10 その他 調査・研究に係る募集広告は、当面の間行わない。

日本犯罪心理学会 会誌広告掲載申込書

申込み先： jacp-post@bunken.co.jp

問合せ先： 日本犯罪心理学会事務局

162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

電話 03-6824-9379 FAX 03-5227-8631

1	【申込年月日】	西暦 年 月 日
2	【申込者】	
	御社名・団体名	
	御担当者部署	
	御担当者お名前	
3	【連絡先】	
	Email	
	電話番号/FAX	
	〒	
	ご住所	
4	【請求書】	必要 ・ 不要
	宛名	
5	掲載希望	<input type="checkbox"/> 1 ページ（フル、3万円） <input type="checkbox"/> 1 / 2 ページ（2万円）

- 本申込書とともに、広告原稿をお送りください。
- 広告原稿は文字化けしない電子ファイル（アウトライン化したイラストレータデータ、フォント埋め込みの PDF ファイルなど）でご送付ください。
- 常任理事会による審議の後、直近の掲載になります。
- お支払いは、掲載後になります。見本冊子とともに通知いたします。
- 「日本犯罪心理学会 会誌掲載広告に関して」をご確認ください。

以下事務局記載欄

--	--	--	--